

東海市地域防災計画（風水害等対策計画）修正
新旧対照表

（令和 6 年度（2024 年度）修正）

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和５年度（2023 年度）修正）	修正後（令和６年度（2024 年度）修正）	備考
	第１編 総則	第１編 総則	
	第２章 基本理念及び重点を置くべき事項	第２章 基本理念及び重点を置くべき事項	
	第１節 防災の基本理念	第１節 防災の基本理念	
3	また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>(追記)</u> 科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。	また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>住み続けられるまちづくりなど、S D G s の理念を意識し、</u> 科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。	(県) 愛知県 SDGs 推進本部会 議（2019 年 7 月 16 日開 催を踏まえ た修正
	第３章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第３章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第２節 処理すべき事務又は業務の大綱	第２節 処理すべき事務又は業務の大綱	
7	２ 県 県警察 13 緊急通行車両等の <u>事前審査及び確認</u> を行う。	２ 県 県警察 13 緊急通行車両等の <u>確認及び確認証明書の交付</u> を行う。	(県) 災害対策基 本法施行令 の改正に伴 う修正
	第２編 災害予防	第２編 災害予防	
	第１章 防災協働社会の形成推進	第１章 防災協働社会の形成推進	
	第２節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第２節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
11	１ 市における措置 (1) 防災ボランティア活動の支援 (略) イ 防災ボランティア活動の環境整備 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及び N P O ・ボランティア関係団体等との連携を <u>図り (追記)</u> 、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。 <u>(追加)</u>	１ 市における措置 (1) 防災ボランティア活動の支援 (略) イ 防災ボランティア活動の環境整備 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及び N P O ・ボランティア関係団体等との連携を <u>図るとともに、災害中間支援組織（N P O ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、</u> 災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。 <u>ウ 災害ボランティアセンターとの連携体制の強化</u> 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉	(県) 防災基本計 画に基づく 修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和５年度（2023 年度）修正）	修正後（令和６年度（2024 年度）修正）	備考
		<u>協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u>	
	第２章 水害予防対策	第２章 水害予防対策	
	第２節 雨水出水対策	第２節 雨水出水対策	
17	２ 関連調整事項 (3) 下水道管理者は、 <u>浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して</u> 浸水被害の軽減を推進する。	２ 関連調整事項 (3) 下水道管理者は、 <u>開発事業者等に対し、管渠や貯留施設等の設置を促し、</u> 浸水被害の軽減を推進する。	(市) 表記の整理
	第３章 土砂災害等予防対策	第３章 土砂災害等予防対策	
	第１節 土地利用の適正誘導	第１節 土地利用の適正誘導	
22	１ 市及び県における措置 土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法（ <u>追記</u> ）を始めとする各種個別法令等により、適性かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。	１ 市及び県における措置 土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法、 <u>都市再生特別措置法</u> を始めとする各種個別法令等により、適性かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。	(県) 都市再生特別措置法 (令和２年度改正)に基づく修正
	第５章 建築物等の安全化	第５章 建築物等の安全化	
	第２節 ライフライン関係施設対策	第２節 ライフライン関係施設対策	
37	３ ガス施設 (4) 災害対策用資機材等の確保及び整備 (略) イ 車両の確保 非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、 <u>重要なガス施設</u> においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼動可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社と連携し、その調達体制を整備しておく。	３ ガス施設 (4) 災害対策用資機材等の確保及び整備 (略) イ 車両の確保 非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、 <u>製造所・供給所等</u> においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼動可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社と連携し、その調達体制を整備しておく。	(県) 防災業務計画の記載を踏まえた修正
	第４節 防災建造物整備対策	第４節 防災建造物整備対策	
40	１ 市、学校等管理者における措置 (1) 文教施設の耐震・耐火性能の保持	１ 市、学校等管理者における措置 (1) 文教施設の耐震・耐火性能の保持	(市) 令和６年度

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和5年度（2023年度）修正）	修正後（令和6年度（2024年度）修正）	備考
	文教施設及び設備を、災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。 <u>なお、必要に応じて、特定天井等の非構造部材についても整備を行っていくものとする。</u>	文教施設及び設備を、災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。 <u>（削除）</u>	中に整備が完了するため
	第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
	防災施設・設備及び災害用資機材の整備	防災施設・設備及び災害用資機材の整備	
48	1 市、県及び防災関係機関における措置 (1)～(10)（略） (11) 防災情報システムの整備 県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。<u>さらに、市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。</u>	1 市、県及び防災関係機関における措置 (1)～(10)（略） (11) 防災情報システムの整備 県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。<u>（削除）</u>	（市） 愛知県防災情報システムと市町村防災支援システムが一元化され、市町村防災支援システムとしての運用がないため
48	5 情報の収集・連絡体制の整備等 (1)（略） (2) 通信手段の確保 ア 通信施設の防災構造化等 市、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策<u>（追記）</u>など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。	5 情報の収集・連絡体制の整備等 (1)（略） (2) 通信手段の確保 ア 通信施設の防災構造化等 市、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、<u>デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築</u>など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。	（県） 防災基本計画に基づく修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和５年度（2023 年度）修正）	修正後（令和６年度（2024 年度）修正）	備考																		
50	10 災害廃棄物処理に係る事前対策 (1) 市災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物対策指針（平成３０年（２０１８年）３月改定：環境省）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体（ <u>追記</u> ）との連携・協力等について、具体的に示すものとする。	10 災害廃棄物処理に係る事前対策 (1) 市災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物対策指針（平成３０年（２０１８年）３月改定：環境省）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。	（県） 防災基本計画に基づく修正																		
	第９章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第９章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策																			
59	■ 基本方針 ○ 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、 <u>追記</u> ボランティア <u>追記</u> 団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。 ■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第１節 避難所の指定・整備</td><td>市</td><td>1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 <u>追記</u> 1 <u>4</u> 福祉避難所の設備の整備 1 <u>5</u> 避難所の運営体制の整備</td></tr><tr><td>第２節 要配慮者支援対策</td><td>市、県、社会福祉施設等管理者</td><td>1 要配慮者の把握 2 (1)～(5) (略) 2 (6) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策 <u>追記</u> 3 (1) 名簿の作成目的 3 (2)～(8) (略)</td></tr></table>	区分	機関名	主な措置	第１節 避難所の指定・整備	市	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 <u>追記</u> 1 <u>4</u> 福祉避難所の設備の整備 1 <u>5</u> 避難所の運営体制の整備	第２節 要配慮者支援対策	市、県、社会福祉施設等管理者	1 要配慮者の把握 2 (1)～(5) (略) 2 (6) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策 <u>追記</u> 3 (1) 名簿の作成目的 3 (2)～(8) (略)	■ 基本方針 ○ 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、 <u>NPO</u> ・ボランティア <u>関係</u> 団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。 ■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第１節 避難所の指定・整備</td><td>市</td><td>1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 <u>4</u> <u>避難所の破損等への備え</u> 1 <u>5</u> 福祉避難所 <u>削除</u> の整備 1 <u>6</u> 避難所の運営体制の整備</td></tr><tr><td>第２節 要配慮者支援対策</td><td>市、県、社会福祉施設等管理者</td><td>1 要配慮者の把握 2 (1)～(5) (略) 2 (6) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策 2 <u>7</u> <u>災害ケースマネジメント</u> 3 (1) 名簿の作成目的 3 (2)～(8) (略)</td></tr></table>	区分	機関名	主な措置	第１節 避難所の指定・整備	市	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 <u>4</u> <u>避難所の破損等への備え</u> 1 <u>5</u> 福祉避難所 <u>削除</u> の整備 1 <u>6</u> 避難所の運営体制の整備	第２節 要配慮者支援対策	市、県、社会福祉施設等管理者	1 要配慮者の把握 2 (1)～(5) (略) 2 (6) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策 2 <u>7</u> <u>災害ケースマネジメント</u> 3 (1) 名簿の作成目的 3 (2)～(8) (略)	（県） 表記の整理 （市） 表記の整理
区分	機関名	主な措置																			
第１節 避難所の指定・整備	市	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 <u>追記</u> 1 <u>4</u> 福祉避難所の設備の整備 1 <u>5</u> 避難所の運営体制の整備																			
第２節 要配慮者支援対策	市、県、社会福祉施設等管理者	1 要配慮者の把握 2 (1)～(5) (略) 2 (6) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策 <u>追記</u> 3 (1) 名簿の作成目的 3 (2)～(8) (略)																			
区分	機関名	主な措置																			
第１節 避難所の指定・整備	市	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 <u>4</u> <u>避難所の破損等への備え</u> 1 <u>5</u> 福祉避難所 <u>削除</u> の整備 1 <u>6</u> 避難所の運営体制の整備																			
第２節 要配慮者支援対策	市、県、社会福祉施設等管理者	1 要配慮者の把握 2 (1)～(5) (略) 2 (6) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策 2 <u>7</u> <u>災害ケースマネジメント</u> 3 (1) 名簿の作成目的 3 (2)～(8) (略)																			

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和5年度（2023年度）修正）			修正後（令和6年度（2024年度）修正）			備考
	第3節 帰宅困難者 対策	県、市	帰宅困難者対策	第3節 帰宅困難者 対策	県、市	帰宅困難者対策	
	第1節 避難所の指定・整備等			第1節 避難所の指定・整備等			
61	1 市における措置 (2) 指定避難所の指定 (略) <u>カ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。</u> <u>キ</u> (略) <u>ク</u> (略) (3)～(4) (略) (5) 福祉避難所 <u>の設備</u> の整備 <u>福祉避難所には、要配慮者の特性に応じた設備の整備に努める。</u> <u>(追加)</u>			1 市における措置 (2) 指定避難所の指定 (略) <u>((5) に統合)</u> <u>カ</u> (略) <u>キ</u> (略) (3)～(4) (略) (5) 福祉避難所 <u>(削除)</u> の整備 <u>ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。</u> <u>イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u> <u>ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、</u>			(県) 防災基本計画に基づく 修正及び表記の整理 (県) 防災基本計画に基づく 修正及び表記の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和5年度（2023年度）修正）	修正後（令和6年度（2024年度）修正）	備考
	(6) 避難所の運営体制の整備 イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 <u>（追記）</u>	<u>指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u> <u>エ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>オ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u> (6) 避難所の運営体制の整備 イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 <u>また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u>	（県） 防災基本計画に基づく修正及び表記の整理
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
65	2 市、県及び社会福祉施設等管理者における措置 (3) 避難行動要支援者対策 (略) ウ 個別避難計画の作成等 (7) 個別避難計画の作成 市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。 <u>（追記）</u>	2 市、県及び社会福祉施設等管理者における措置 (3) 避難行動要支援者対策 (略) ウ 個別避難計画の作成等 (7) 個別避難計画の作成 市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。 <u>なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u>	（県） 防災基本計画に伴う修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和５年度（2023 年度）修正）	修正後（令和６年度（2024 年度）修正）	備考																
66	(略) <u>(追記)</u>	<u>(エ) 県及び名古屋地方気象台による取組の支援</u> 県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。また、名古屋地方気象台は、市町村に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。																	
67	(4) 外国人等に対する防災対策 市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする <u>在日</u> 外国人県民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。 (略) オ 災害時に多言語情報の提供 <u>(追記)</u> を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。 (略) <u>(追加)</u>	(4) 外国人等に対する防災対策 市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする <u>(削除)</u> 外国人県民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。 (略) オ 災害時に多言語情報の提供 <u>等</u> を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。 (略) <u>(7) 災害ケースマネジメント</u> <u>市及び県は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u>	(県) 愛知県災害多言語支援センターの設置体制の見直しに伴う修正 (県) 防災基本計画の修正に伴う修正																
第３編 災害応急対策		第３編 災害応急対策																	
第１章 活動態勢（組織の動員配備）		第１章 活動態勢（組織の動員配備）																	
81	■ 主な機関の応急活動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>事前</th><th>被害発生中</th><th>事後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td><td>○災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保</td><td>○<u>本部員会議</u>の開催 ○国又は他市町村職員の派遣要請</td><td>→</td></tr> </tbody> </table>	区分	事前	被害発生中	事後	市	○災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保	○ <u>本部員会議</u> の開催 ○国又は他市町村職員の派遣要請	→	■ 主な機関の応急活動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>事前</th><th>被害発生中</th><th>事後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td><td>○災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保</td><td>○<u>本部会議</u>の開催 ○国又は他市町村職員の派遣要請</td><td>→</td></tr> </tbody> </table>	区分	事前	被害発生中	事後	市	○災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保	○ <u>本部会議</u> の開催 ○国又は他市町村職員の派遣要請	→	(県) 表記の整理
区分	事前	被害発生中	事後																
市	○災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保	○ <u>本部員会議</u> の開催 ○国又は他市町村職員の派遣要請	→																
区分	事前	被害発生中	事後																
市	○災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保	○ <u>本部会議</u> の開催 ○国又は他市町村職員の派遣要請	→																

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和5年度（2023年度）修正）				修正後（令和6年度（2024年度）修正）				備考
	県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策要員の確保	○ <u>本部員会議</u> の開催 ○国又は他都道府県職員の派遣要請	→	県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策要員の確保	○ <u>本部会議</u> の開催 ○国又は他都道府県職員の派遣要請	→	(市) 表記の整理
	防災関係機関		○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備		防災関係機関		○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備		
	■ 主な機関の措置				■ 主な機関の措置				
	区分	機関名	主な措置		区分	機関名	主な措置		
	第1節 災害対策本部の設置・運営	市	1 (1) 災害対策本部の設置 1 (2) 組織及び活動体制 1 (3) <u>本部員会議</u> 1 (4) 非常配備 1 (5) 災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告 1 (6) 勤務時間外における体制の整備		第1節 災害対策本部の設置・運営	市	1 (1) 災害対策本部の設置 1 (2) 組織及び活動体制 1 (3) <u>本部会議</u> 1 (4) 非常配備 1 (5) 災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告 1 (6) 勤務時間外における体制の整備		
		防災関係機関	2 (1) 組織及び活動体制 2 (2) 勤務時間外における体制の整備 <u>(追加)</u>			防災関係機関	2 (1) 組織及び活動体制 2 (2) 勤務時間外における体制の整備 <u>2 (3) 惨事ストレス対策</u>		
	第2節 職員の派遣要請	市、県	(略)		第2節 職員の派遣要請	市、県	(略)		
	第3節 災害救助法の適用	市、県	(略)		第3節 災害救助法の適用	市、県	(略)		
	第1節 災害対策本部の設置・運営				第1節 災害対策本部の設置・運営				
	83	1 市における措置 (略) (2) 組織及び活動体制 イ 災害対策本部			1 市における措置 (略) (2) 組織及び活動体制 イ 災害対策本部			(市) 表記の整理	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和5年度（2023年度）修正）	修正後（令和6年度（2024年度）修正）	備考																								
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">東海市災害対策本部</td><td rowspan="5"></td><td rowspan="5"><u>本 部 員 会 議</u></td></tr> <tr> <td>総 務 部</td><td>都 市 建 設 部</td></tr> <tr> <td>企 画 部</td><td>水 道 部</td></tr> <tr> <td>市 民 福 祉 部</td><td>消 防 部</td></tr> <tr> <td>環 境 経 済 部</td><td>教 育 部</td></tr> </table> (3) <u>本部員会議</u> <u>本部員会議</u>は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、災害対策の基本的な事項について協議し、又は本部長の指示を受ける。 ア <u>本部員会議</u>の協議（指示）事項 (略) イ <u>本部員会議</u>の開催 (7) 本部長は、必要に応じて<u>本部員会議</u>を招集する。 (4) <u>本部員会議</u>は、特別の指示がない限り、市役所において開催する。	東海市災害対策本部			<u>本 部 員 会 議</u>	総 務 部	都 市 建 設 部	企 画 部	水 道 部	市 民 福 祉 部	消 防 部	環 境 経 済 部	教 育 部	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">東海市災害対策本部</td><td rowspan="5"></td><td rowspan="5"><u>本 部 会 議</u></td></tr> <tr> <td>総 務 部</td><td>都 市 建 設 部</td></tr> <tr> <td>企 画 部</td><td>水 道 部</td></tr> <tr> <td>市 民 福 祉 部</td><td>消 防 部</td></tr> <tr> <td>環 境 経 済 部</td><td>教 育 部</td></tr> </table> (3) <u>本部会議</u> <u>本部会議</u>は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、災害対策の基本的な事項について協議し、又は本部長の指示を受ける。 ア <u>本部会議</u>の協議（指示）事項 (略) イ <u>本部会議</u>の開催 (7) 本部長は、必要に応じて<u>本部会議</u>を招集する。 (4) <u>本部会議</u>は、特別の指示がない限り、市役所において開催する。	東海市災害対策本部			<u>本 部 会 議</u>	総 務 部	都 市 建 設 部	企 画 部	水 道 部	市 民 福 祉 部	消 防 部	環 境 経 済 部	教 育 部	
東海市災害対策本部			<u>本 部 員 会 議</u>																								
総 務 部	都 市 建 設 部																										
企 画 部	水 道 部																										
市 民 福 祉 部	消 防 部																										
環 境 経 済 部	教 育 部																										
東海市災害対策本部			<u>本 部 会 議</u>																								
総 務 部	都 市 建 設 部																										
企 画 部	水 道 部																										
市 民 福 祉 部	消 防 部																										
環 境 経 済 部	教 育 部																										
	第2節 職員の派遣要請	第2節 職員の派遣要請																									
85	1 市における措置 (略) (6) 被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理 <u>やマスク着用</u> 等を徹底するものとする。	1 市における措置 (略) (6) 被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理 <u>(削除)</u> 等を徹底するものとする。	(県) マスク着用の考え方の見直しに伴う修正（健康管理等にマスク着用を含む）																								
	第2章 避難行動	第2章 避難行動																									
	第1節 気象警報等の発表、伝達	第1節 気象警報等の発表、伝達																									
87	1 気象警報等の伝達系統図 (1) 気象警報等の伝達系統図 (略) 注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号 <u>(追記)</u> の規定に基づく法定伝達先。	1 気象警報等の伝達系統図 (1) 気象警報等の伝達系統図 (略) 注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号 <u>並びに第9条</u> の規定に基づく法定伝達先。	(県) 根拠となる法令の追記																								
	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報																									
	第1節 被害状況等の収集・伝達	第1節 被害状況等の収集・伝達																									

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和５年度（2023 年度）修正）	修正後（令和６年度（2024 年度）修正）	備考												
109	3 伝達要領 (6) 水道施設被害 <table><tr><td>報告先</td><td>愛知県災害対策本部 ・災害情報センター</td><td>知多保健所</td></tr><tr><td>報告手段</td><td>防災情報システム</td><td>電話・FAX・無線等</td></tr></table>	報告先	愛知県災害対策本部 ・災害情報センター	知多保健所	報告手段	防災情報システム	電話・FAX・無線等	3 伝達要領 (6) 水道施設被害 <table><tr><td>報告先</td><td>愛知県災害対策本部 ・災害情報センター</td><td>愛知県建設局 上下水道課</td></tr><tr><td>報告手段</td><td>防災情報システム</td><td>電話・FAX・無線等</td></tr></table>	報告先	愛知県災害対策本部 ・災害情報センター	愛知県建設局 上下水道課	報告手段	防災情報システム	電話・FAX・無線等	(市) 管轄の変更 のため
報告先	愛知県災害対策本部 ・災害情報センター	知多保健所													
報告手段	防災情報システム	電話・FAX・無線等													
報告先	愛知県災害対策本部 ・災害情報センター	愛知県建設局 上下水道課													
報告手段	防災情報システム	電話・FAX・無線等													
	第３節 広報	第３節 広報													
112	2 広報内容 (2) 災害発生直後の広報 (略) エ 医療・救護所の開設状況 ※「医療・救護所」、「医療救護所」、「緊急救護所」、「応急救護所」 記載ページ P127、P128、P130	2 広報内容 (2) 災害発生直後の広報 (略) エ (削除) 救護所の開設状況 ※「救護所」 記載ページ P127、P128、、P130	(県) 表記の整理 （「救護所」 に統一）												
	第４章 応援協力・派遣要請	第４章 応援協力・派遣要請													
	第４節 ボランティアの受入	第４節 ボランティアの受入													
121	5 NPO・ボランティア関係団体等との連携 市及び県は、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。また、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。(追記)	5 NPO・ボランティア関係団体等との連携 市及び県は、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。また、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。	(県) 防災基本計 画に基づく 修正												
	第５章 救出・救助対策	第５章 救出・救助対策													
	第２節 航空機の活用	第２節 航空機の活用													
125	2 航空機の運用調整 (3) 調整事項等	2 航空機の運用調整 (3) 調整事項等	(県) 防災基本計												

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和５年度（2023 年度）修正）				修正後（令和６年度（2024 年度）修正）				備考
	(略) イ 国土交通省に対する <u>緊急用務空域の指定</u> 依頼				(略) イ 国土交通省に対する「 <u>航空情報（ノータム）の発行</u> 」依頼				画に基づく 修正
	第６章 医療救護・防疫・保健衛生対策				第６章 医療救護・防疫・保健衛生対策				
127	■ 主な機関の応急活動				■ 主な機関の応急活動				(市) 表記の整理 (県) 防災基本計画に基づく 修正及び表記の整理
	区分	事前	被害発生中	事後	区分	事前	被害発生中	事後	
	市		○保健医療調整会議への参画 ○ <u>医療</u> 救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○近隣市町村・県に対する応援要請 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア	○防疫組織の編成 ○防疫活動		市	○保健医療調整会議への参画 ○ <u>(削除)</u> 救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○近隣市町村・県に対する応援要請 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア	○防疫組織の編成 ○防疫活動	
	県		○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 <u>(追加)</u> ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を超えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 <u>(追加)</u> ○保健活動及び心のケア	○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○DHEATの派遣及び派遣要請		県	○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 <u>○広域医療搬送実施のためのSCUの設置</u> ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を超えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 <u>○JDATの派遣要請</u> ○保健活動及び心のケア	○防疫組織の編成 ○防疫活動	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和５年度（2023 年度）修正）	修正後（令和６年度（2024 年度）修正）	備考																								
	■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td rowspan="4">第１節 医療救護</td><td>市</td><td>1 (1) 災害医療本部の設置 1 (2) 他市町村又は県への応援要請 1 (3) 保健医療調整会議への参画 2 医療救護班の編成・派遣 3 看護師等の確保 4 救急搬送の実施 5 医薬品その他衛生材料の確保 6 血液製剤の確保</td></tr><tr><td>県</td><td>1 (4) <u>保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置</u> 1 (5) <u>医療救護班の派遣</u> 1 (6) <u>医療情報の収集</u> 1 (7) <u>地域医療搬送実施のためのＳＣＵの設置</u> 1 (8) <u>愛知ＤＰＡＴの派遣</u> <u>(追加)</u></td></tr><tr><td>地元医師会、 災害拠点病院、市内拠点病院</td><td>1 <u>(9)</u> 臨機応急な医療活動 1 <u>(10)</u> 医療活動の支援</td></tr><tr><td>県薬剤師会</td><td><u>6</u> 医薬品等の適正使用に関する活動</td></tr></table>	区分	機関名	主な措置	第１節 医療救護	市	1 (1) 災害医療本部の設置 1 (2) 他市町村又は県への応援要請 1 (3) 保健医療調整会議への参画 2 医療救護班の編成・派遣 3 看護師等の確保 4 救急搬送の実施 5 医薬品その他衛生材料の確保 6 血液製剤の確保	県	1 (4) <u>保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置</u> 1 (5) <u>医療救護班の派遣</u> 1 (6) <u>医療情報の収集</u> 1 (7) <u>地域医療搬送実施のためのＳＣＵの設置</u> 1 (8) <u>愛知ＤＰＡＴの派遣</u> <u>(追加)</u>	地元医師会、 災害拠点病院、市内拠点病院	1 <u>(9)</u> 臨機応急な医療活動 1 <u>(10)</u> 医療活動の支援	県薬剤師会	<u>6</u> 医薬品等の適正使用に関する活動	■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td rowspan="4">第１節 医療救護</td><td>市</td><td>1 (1) 災害医療本部の設置 1 (2) 他市町村又は県への応援要請 1 (3) 保健医療調整会議への参画 2 医療救護班の編成・派遣 3 看護師等の確保 4 救急搬送の実施 5 医薬品その他衛生材料の確保 6 血液製剤の確保</td></tr><tr><td>県</td><td>1 (4) <u>医療及び公衆衛生活動に関する調整</u> 1 (5) <u>DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣等</u> 1 (6) <u>救護班の派遣要請等</u> 1 (7) <u>DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣等</u> 1 (8) <u>JDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請等</u> 1 (9) <u>SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）の設置</u></td></tr><tr><td>地元医師会、 災害拠点病院、市内拠点病院</td><td>1 <u>(10)</u> 臨機応急な医療活動 1 <u>(11)</u> 医療活動の支援</td></tr><tr><td>県薬剤師会</td><td><u>7</u> 医薬品等の適正使用に関する活動</td></tr></table>	区分	機関名	主な措置	第１節 医療救護	市	1 (1) 災害医療本部の設置 1 (2) 他市町村又は県への応援要請 1 (3) 保健医療調整会議への参画 2 医療救護班の編成・派遣 3 看護師等の確保 4 救急搬送の実施 5 医薬品その他衛生材料の確保 6 血液製剤の確保	県	1 (4) <u>医療及び公衆衛生活動に関する調整</u> 1 (5) <u>DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣等</u> 1 (6) <u>救護班の派遣要請等</u> 1 (7) <u>DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣等</u> 1 (8) <u>JDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請等</u> 1 (9) <u>SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）の設置</u>	地元医師会、 災害拠点病院、市内拠点病院	1 <u>(10)</u> 臨機応急な医療活動 1 <u>(11)</u> 医療活動の支援	県薬剤師会	<u>7</u> 医薬品等の適正使用に関する活動	
区分	機関名	主な措置																									
第１節 医療救護	市	1 (1) 災害医療本部の設置 1 (2) 他市町村又は県への応援要請 1 (3) 保健医療調整会議への参画 2 医療救護班の編成・派遣 3 看護師等の確保 4 救急搬送の実施 5 医薬品その他衛生材料の確保 6 血液製剤の確保																									
	県	1 (4) <u>保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置</u> 1 (5) <u>医療救護班の派遣</u> 1 (6) <u>医療情報の収集</u> 1 (7) <u>地域医療搬送実施のためのＳＣＵの設置</u> 1 (8) <u>愛知ＤＰＡＴの派遣</u> <u>(追加)</u>																									
	地元医師会、 災害拠点病院、市内拠点病院	1 <u>(9)</u> 臨機応急な医療活動 1 <u>(10)</u> 医療活動の支援																									
	県薬剤師会	<u>6</u> 医薬品等の適正使用に関する活動																									
区分	機関名	主な措置																									
第１節 医療救護	市	1 (1) 災害医療本部の設置 1 (2) 他市町村又は県への応援要請 1 (3) 保健医療調整会議への参画 2 医療救護班の編成・派遣 3 看護師等の確保 4 救急搬送の実施 5 医薬品その他衛生材料の確保 6 血液製剤の確保																									
	県	1 (4) <u>医療及び公衆衛生活動に関する調整</u> 1 (5) <u>DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣等</u> 1 (6) <u>救護班の派遣要請等</u> 1 (7) <u>DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣等</u> 1 (8) <u>JDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請等</u> 1 (9) <u>SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）の設置</u>																									
	地元医師会、 災害拠点病院、市内拠点病院	1 <u>(10)</u> 臨機応急な医療活動 1 <u>(11)</u> 医療活動の支援																									
	県薬剤師会	<u>7</u> 医薬品等の適正使用に関する活動																									
	第１節 医療救護	第１節 医療救護																									
128	1 市、県及び防災関係機関における措置 <u>(追記)</u> (4) 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置	1 市、県及び防災関係機関における措置 <u>(4) 医療及び公衆衛生活動に関する調整</u> ア 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置	(県) 防災基本計画に基づく																								

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和5年度（2023年度）修正）	修正後（令和6年度（2024年度）修正）	備考
	県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾンや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。<u>（追記）</u>	県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾンや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。<u>この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</u> <u>また、社会福祉施設等の被害状況、対策状況等の把握をする必要がある場合には、福祉部連絡要員を介して福祉部と相互に情報を共有する。</u> <u>イ 保健医療調整本部における医療情報収集</u> <u>県は、保健医療調整本部において愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、保健医療調整会議等を通じて、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。</u> <u>ウ 市町村、医療機関との情報共有</u> <u>県は、保健医療調整会議において、2次医療圏等の区域内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市町村、関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。</u> <u>エ 他市町村への応援指示</u> <u>県は、市町村の実施する医療、助産につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。なお、応援の要求等を受けた機関は、これに積極的に協力する。</u> <u>オ 被災地における医療提供体制の確保・継続</u> <u>県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。</u> <u>この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</u>	修正及び表記の整理 （市） 表記の整理 （県） 保健医療調整本部等設置要綱の改訂に伴う修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和５年度（2023 年度）修正）	修正後（令和６年度（2024 年度）修正）	備考
	<u>(5) 医療救護班の派遣</u> <u>県は被災地の状況に応じ、現地へ医療救護班を派遣するほか、市の協力を得て、医療救護所の設置及び避難所などへの巡回診療を実施し、被災地の医療確保を図る。</u> <u>なお、県医師会、日赤愛知県支部、県等の医療救護班は、原則として県災害対策本部の指示等に基づき出動する。</u> <u>(6) 医療情報の収集</u> <u>保健所長は、愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、管轄内の医療情報の収集に努めるとともに医療の確保に努める。</u> <u>(7) 地域医療搬送実施のためのＳＣＵの設置</u> <u>市は、県が地域医療搬送（被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものも含む。）であって、広域医療搬送（被災地で対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動）以外のものをいう。）の実施のため、航空搬送拠点臨時医療施設（ステージンケアユニット：ＳＣＵ）の設置をする際に協力する。</u>	<u>(5) D M A T（災害派遣医療チーム）の派遣等</u> <u>ア D M A Tの派遣要請</u> <u>県は、県内のD M A T指定医療機関に対し、災害派遣医療チーム（D M A T）の派遣を要請する。</u> <u>イ 県域を越えた協力体制の確立</u> <u>県は、被災地の状況を把握し、必要があると認めるときは、厚生労働省に対して災害派遣医療チーム（D M A T）の派遣を要請するとともに、災害派遣医療チーム（D M A T）の活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図るなど関係機関の協力を得て、愛知県の県域を越えた協力体制を確立する。</u> <u>なお、全国からの災害派遣医療チーム（D M A T）は、派遣後の被災地域内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととなっている。（遠方の災害派遣医療チーム（D M A T）の参集に当たっては、ドクターヘリを含めた空路参集も考慮）</u> <u>(6) 救護班の派遣要請等</u> <u>ア 救護班の派遣要請</u> <u>県は、県医師会、県歯科医師会、県病院協会、日本赤十字社、国、国立病院機構、県立病院等の医療救護班等に指示、情報提供し派遣を要請する。</u> <u>イ 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請</u> <u>県は、必要があると認めるときは、医療救護関係機関（県薬剤師会、県歯科医師会、県看護協会、県柔道整復師会、県病院協会）に対して救護班の編成・派遣等を要請する。</u> <u>(7) D P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣等</u> <u>ア 愛知D P A Tの派遣</u> <u>(ア) 県は、必要があると認めるときは、D P A T（災害派遣精神医療チーム）先遣隊を派遣する。</u> <u>(イ) 県は、必要があると認めるときは、県精神科病院協会等関係機関に対して、D P A Tの編成・派遣等を依頼する。</u> <u>イ D P A Tの派遣要請</u> <u>(ア) 県は、必要があると認めるときは、国及び他の都道府県に対してD P A Tの派遣要請を行う。</u>	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和５年度（2023 年度）修正）	修正後（令和６年度（2024 年度）修正）	備考
	<u>(8) 愛知D P A Tの派遣</u> <u>県は、必要があると認めるときは、D P A T（災害派遣精神医療チーム）先遣隊を派遣する。</u> <u>(追加)</u> <u>(9) 臨機応急な医療活動</u> (略) <u>(10) 医療活動の支援</u> 市医師会、災害拠点病院は、地域<u>災害</u>医療<u>対策</u>会議に参画して、情報の共有を図るとともに、市内救急告示医療機関は、市医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重症患者等の受入れ拠点及び広域搬送の拠点となる。 2 医療救護班の編成・派遣 (1) 医療救護班は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、柔道整復師、<u>医療事務員</u>及び市職員で構成するものとし、医療救護活動は、原則として、24時間とし、可能な限り予備医療班を編成するよう努めるとともに、医療救護施設間の連携を強化するものとする。	<u>(イ) 県は、D P A Tの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。</u> <u>(8) J D A T（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請等</u> <u>県は、必要があると認めるときは、国等に対しJ D A T（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請を行う。</u> <u>(9) S C U（航空搬送拠点臨時医療施設）の設置</u> <u>ア 広域医療搬送実施のためのS C Uの設置</u> <u>県は、必要に応じ、広域医療搬送（被災地に対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動）実施のため、愛知県名古屋飛行場内に航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：S C U）を設置する。</u> <u>イ 地域医療搬送実施のためのS C Uの設置</u> <u>市は、県が地域医療搬送（被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものも含む。）であって、広域医療搬送（被災地に対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動）以外のものをいう。）の実施のため、航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：S C U）の設置をする際に協力する。</u> <u>(10) 臨機応急な医療活動</u> (略) <u>(11) 医療活動の支援</u> 市医師会、災害拠点病院は、地域<u>保健</u>医療<u>調整</u>会議に参画して、情報の共有を図るとともに、市内救急告示医療機関は、市医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重症患者等の受入れ拠点及び広域搬送の拠点となる。 2 医療救護班の編成・派遣 (1) 医療救護班は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、柔道整復師、<u>(削除)</u>及び市職員で構成するものとし、医療救護活動は、原則として、24時間とし、可能な限り予備医療班を編成するよう努めるとともに、医療救護施設間の連携を強化するものとする。	(市) 表記の整理 (市) 表記の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和５年度（2023 年度）修正）	修正後（令和６年度（2024 年度）修正）	備考
	第２節 防疫・保健衛生	第２節 防疫・保健衛生	
134	７ 応援協力関係 (9) (略) <u>(追加)</u> <u>(10)</u> 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。	７ 応援協力関係 (9) (略) <u>(10) 県は、必要があると認めるときは、国等に対してＪＤＡＴ（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請を行う。</u> <u>(11)</u> 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。	(市) 県計画の修正に合わせて変更
	第７章 交通の確保・緊急輸送対策	第７章 交通の確保・緊急輸送対策	
	第３節 港湾施設対策	第３節 港湾施設対策	
137	１ 港湾管理者（県、市、名古屋港管理組合）における措置 (1) 港湾、航路等施設の応急措置 港湾管理者は、被災した港湾施設を利用して、海上輸送を行わなければならない場合、 <u>防潮堤等の潮止め工事</u> 、航路・泊地の浚渫、岸壁・ <u>物揚場</u> の補強、障害物の除去等の応急工事を実施する。	１ 港湾管理者（県、市、名古屋港管理組合）における措置 (1) 港湾、航路等施設の応急措置 港湾管理者は、被災した港湾施設を利用して、海上輸送を行わなければならない場合、 <u>(削除)</u> 航路・泊地の浚渫、岸壁 <u>(削除)</u> の補強、障害物の除去等の応急工事を実施する。	(市) 名古屋港管理組合が管理する防潮堤及び物揚場が存在しないため。
	第４節 緊急輸送手段の確保	第４節 緊急輸送手段の確保	
138	４ 港湾管理者の措置 緊急物資の荷役作業が円滑にできるよう、 <u>耐震強化岸壁などの</u> 係留施設及びその背後の荷さばき地、 <u>野積場</u> の利用調整を図る。 (略)	４ 港湾管理者の措置 緊急物資の荷役作業が円滑にできるよう、 <u>(削除)</u> 係留施設及びその背後の荷さばき地 <u>(削除)</u> の利用調整を図る。 (略)	(市) 名古屋港管理組合が管理する耐震強化岸壁及び野積場が存在しないため。
139	６ 緊急通行車両の<u>事前申請</u>、確認及び標章と証明書の交付 (略)	６ 緊急通行車両の <u>(削除)</u> 確認及び標章と証明書の交付 (略)	(市) 県計画修正に伴う修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和５年度（2023 年度）修正）	修正後（令和６年度（2024 年度）修正）	備考
	第 9 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第 9 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第 4 節 要配慮者支援対策	第 4 節 要配慮者支援対策	
150	1 市における措置 (2) 避難行動要支援者の避難支援 第 2 章第 3 節 住民等の避難誘導 <u>2</u> 避難行動要支援者の支援参照 (略) (5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 <u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u>	1 市における措置 (2) 避難行動要支援者の避難支援 第 2 章第 3 節 住民等の避難誘導 <u>5</u> 避難行動要支援者の支援参照 (略) (5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 <u>(第 2 編災害予防 第 1 1 章に移動)</u>	(市) 表記の整理 (県) 愛知県災害多言語支援センターの設置体制の見直しを行っているため
	第 1 3 章 ライフライン施設等の応急対策	第 1 3 章 ライフライン施設等の応急対策	
	第 4 節 上水道施設対策	第 4 節 上水道施設対策	
167	1 水道事業者（市及び県）における措置 (2) 応援の要請 <u>エ 東海地震の警戒宣言が発せられた場合の広域応援については、「愛知県水道震災広域応援実施要綱」によるものとする。</u>	1 水道事業者（市及び県）における措置 (2) 応援の要請 <u>(削除)</u>	(市) 本要綱が現在、存在していないため
	第 6 節 通信施設の応急措置	第 6 節 通信施設の応急措置	
169	2 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）及び移動通信事業者（ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置 (1) 災害が発生した場合は、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び災害対策本部設置等必要な体制をとり、迅速に災害の規模、状況等	2 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）及び移動通信事業者（ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置 (1) 災害が発生した場合は、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び災害対策本部設置等必要な体制をとり、迅速に災害の規模、状況等	(県) 防災基本計画に基づく修正 (市) 県計画表記

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和５年度（2023 年度）修正）	修正後（令和６年度（2024 年度）修正）	備考
	を把握し、災害応急対策及び復旧対策を実施するとともに <u>に必要な情報を市、県等の災害対策機関に連絡する。（追記）</u>	を把握し、災害応急対策及び復旧対策を実施するとともに <u>に速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</u>	に合わせて修正
	第２２章 住宅対策	第２２章 住宅対策	
	第５節 住宅の応急処理	第５節 住宅の応急処理	
198 199	２ 県及び救助実施市における措置 (1) 応急修理の実施 県及び救助実施市は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。）。応急修理は、 <u>居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するもの</u> であり、次のとおり実施する。 <u>（追加）</u>	２ 県及び救助実施市における措置 (削除) 県及び救助実施市は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。）。応急修理は、 <u>「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。</u> <u>(1) 応急修理の実施</u> <u>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>(イ) 応急修理を受ける者の範囲</u> <u>住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u> <u>(ロ) 修理の範囲</u> <u>雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分</u> <u>(ハ) 修理の費用</u> <u>応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</u> <u>(ニ) 修理の期間</u> <u>災害が発生してから １０日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</u> <u>(ホ) 修理の方法</u> <u>住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。</u> <u>イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u>	（県） 災害救助法による災害の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）の一部改正のため。 令和 5 年 4 月 1 日から適用 （市） 県計画表記に合わせて修正
	<u>（追記）</u>		

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和5年度（2023年度）修正）	修正後（令和6年度（2024年度）修正）	備考																						
	<u>ア</u> 応急修理を受ける者の範囲 <u>（ア）</u> 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 <u>（イ）</u> 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者 <u>イ</u> 修理の範囲 居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことができない部分とする。 <u>ウ</u> 修理の費用 応急修理に要する費用は、災害救助法施行規則に定める範囲内とする。 <u>エ</u> 修理の期間 災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。<u>但し</u>交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。 <u>オ</u> 修理の方法 住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。	<u>（ア）</u> 応急修理を受ける者の範囲 <u>a</u> 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 <u>b</u> 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者 <u>（イ）</u> 修理の範囲 居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。 <u>（ウ）</u> 修理の費用 応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。 <u>（エ）</u> 修理の期間 災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。<u>ただし</u>、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。 <u>（オ）</u> 修理の方法 住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。																							
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興																							
	第4章 被災者等の生活再建等の支援	第4章 被災者等の生活再建等の支援																							
211	■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td rowspan="2">第1節 罹災証明書の 交付<u>等</u></td><td>市</td><td>1（1）罹災証明書の交付 <u>1（2）被災者台帳の作成</u></td></tr><tr><td>県</td><td>2（1）市町村の支援<u>等</u> 2（2）<u>市町村への情報の提供</u></td></tr><tr><td><u>（追加）</u></td><td><u>（追加）</u></td><td><u>（追加）</u></td></tr></table>	区分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書の 交付 <u>等</u>	市	1（1）罹災証明書の交付 <u>1（2）被災者台帳の作成</u>	県	2（1）市町村の支援 <u>等</u> 2（2） <u>市町村への情報の提供</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td rowspan="2">第1節 罹災証明書の 交付</td><td>市</td><td>1（1）罹災証明書の交付 <u>（削除）</u></td></tr><tr><td>県</td><td>2（1）市町村の支援<u>（削除）</u> 2（2）<u>説明会の実施、調査・判定方法の調整等</u></td></tr><tr><td>第2節 <u>被災者台帳の 作成及び災害 ケースマネジ メントの実施</u></td><td><u>市</u></td><td><u>1（1）被災者台帳の作成</u> <u>1（2）災害ケースマネジメントの実施</u></td></tr></table>	区分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書の 交付	市	1（1）罹災証明書の交付 <u>（削除）</u>	県	2（1）市町村の支援 <u>（削除）</u> 2（2） <u>説明会の実施、調査・判定方法の調整等</u>	第2節 <u>被災者台帳の 作成及び災害 ケースマネジ メントの実施</u>	<u>市</u>	<u>1（1）被災者台帳の作成</u> <u>1（2）災害ケースマネジメントの実施</u>	（県） 防災基本計画に基づく 修正及び表 記の整理
区分	機関名	主な措置																							
第1節 罹災証明書の 交付 <u>等</u>	市	1（1）罹災証明書の交付 <u>1（2）被災者台帳の作成</u>																							
	県	2（1）市町村の支援 <u>等</u> 2（2） <u>市町村への情報の提供</u>																							
<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>																							
区分	機関名	主な措置																							
第1節 罹災証明書の 交付	市	1（1）罹災証明書の交付 <u>（削除）</u>																							
	県	2（1）市町村の支援 <u>（削除）</u> 2（2） <u>説明会の実施、調査・判定方法の調整等</u>																							
第2節 <u>被災者台帳の 作成及び災害 ケースマネジ メントの実施</u>	<u>市</u>	<u>1（1）被災者台帳の作成</u> <u>1（2）災害ケースマネジメントの実施</u>																							

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和５年度（2023 年度）修正）		修正後（令和６年度（2024 年度）修正）		備考
				<u>県</u> <u>2 (1) 市町村への被災者に関する情報の提供</u> <u>2 (2) 市町村の支援</u>	
	第 <u>2</u> 節 <u>被災者への経済的支援等</u>	略	第 <u>3</u> 節 <u>被災者への支援金等の支給、税の減免等</u>	略	
	第 <u>3</u> 節 金融対策	略	第 <u>4</u> 節 金融対策	略	
	第 <u>4</u> 節 住宅等対策	略	第 <u>5</u> 節 住宅等対策	略	
	第 <u>5</u> 節 労働者対策	略	第 <u>6</u> 節 労働者対策	略	
	第 <u>6</u> 節 乳幼児の保育	略	第 <u>7</u> 節 乳幼児の保育	略	
	第 1 節 罹災証明書の交付等		第 1 節 罹災証明書の交付 <u>（削除）</u>		
212	1 市における措置 <u>(1) 罹災証明書の交付</u> 市町村は、（中略）適切な手法により実施するものとする。 <u>（追記）</u> <u>(2) 被災者台帳の作成</u> 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。		1 市における措置 <u>（表題の削除）</u> 市町村は、（中略）適切な手法により実施するものとする。 <u>また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u> <u>（修正後第 2 節へ移動）</u>		（県） 防災基本計画に基づく 修正及び表記の整理
	2 県における措置		2 県における措置		

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和5年度（2023年度）修正）	修正後（令和6年度（2024年度）修正）	備考
	(1) 市への支援等 ア 市への支援 (略) イ 説明会の実施、調査・判定方法の調整等 県は（中略）被災市町村間の調整を図る。 <u>(2) 市町村への情報の提供</u> 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。	(1) 市への支援 <u>(削除)</u> (削除) (略) <u>(2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等</u> 県は（中略）被災市町村間の調整を図る。 <u>(修正後第2節へ移動)</u>	
	(追記)	第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	
212	(参考) 第1節 罹災証明書の交付等から記載箇所変更 1 市における措置 <u>(2) 被災者台帳の作成</u> 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 <u>(追加)</u> (参考) 第1節 罹災証明書の交付等から記載箇所変更 2 県における措置 <u>(2) 市町村への情報の提供</u> 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。 <u>(追加)</u>	1 市における措置 <u>(1) 被災者台帳の作成</u> 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 <u>(2) 災害ケースマネジメントの実施</u> 市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じて専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。 <u>取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。</u> 2 県における措置 <u>(1) 市町村への被災者に関する情報の提供</u> 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。 <u>(2) 市町村の支援</u>	(県) 防災基本計画に基づく 修正及び表 記の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和５年度（2023 年度）修正）	修正後（令和６年度（2024 年度）修正）	備考
		<u>県は、必要に応じて、NPO・ボランティア関係団体等との連携の調整や保健師、社会福祉士等専門職員の派遣の調整、活用できる事業の周知等市町村が行う災害ケースマネジメントの取組を支援するよう努める。</u>	
	第２節 被災者への経済的支援等	第３節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	表記の整理
	第３節 金融対策	第４節 金融対策	
	第４節 住宅等対策	第５節 住宅等対策	
	第５節 労働者対策	第６節 労働者対策	
	第６節 乳幼児の保育	第７節 乳幼児の保育	
216	市における措置 市は、災害復旧のため、保育<u>に欠けること</u>となった乳幼児を、一時的<u>（追記）</u>保育園に<u>入園措置する</u>ものとする。	市における措置 市は、災害復旧のため、保育が<u>必要</u>となった乳幼児を、一時的<u>に</u>保育<u>所</u>等<u>に入所させ、保育を行うもの</u>とする。	（市） 表記の整理
	第５章 商工業・農林水産業の再建支援	第５章 商工業・農林水産業の再建支援	
	第１節 商工業の再建支援	第１節 商工業の再建支援	
217	２ 県における措置 (2) 金融支援等 県は、被災した中小企業に対する資金対策として、<u>小規模企業等振興資金（災害復旧資金）、中小企業組織強化資金（災害復旧資金）</u>等により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。	２ 県における措置 (2) 金融支援等 県は、被災した中小企業に対する資金対策として、<u>経済環境適応資金災害対応資金【短期】、経済環境適応資金災害対応資金【長期】、経済環境適応資金災害対応資金【大規模災害】</u>等により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。	（県） 県制度融資 改正のため